

市有地売却中

市が所有している使用していない土地を一般の方にお譲りしています。

売却方法

随意契約
～申込み先着順
で売却します～

【ここが安心！】

- ◆市が過去に住宅に使用していた物件等
ですので、抵当権等の設定がありません。
- ◆所有権移転登記は、市が行います。

貸付けについ
ては相談に応
じます

【ここがお得！】

- ◆売主である市への手数料は不要です。
- ◆登記の手数料は不要です。
- *購入に必要な費用は「売買代金」、「収入印紙（売買契約書）」、「所有権移転の登録免許税」のみです。（不動産所得税・固定資産税等は別途かかります。）



なるほど
知るほど
いいがいね
加賀市

お問合わせ先



加賀市 総務部 管財課

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二 41

TEL : 0761-72-7812 (直通) FAX : 0761-72-5650

メール : zaisan@city.kaga.lg.jp

加賀市 HP <https://www.city.kaga.ishikawa.jp/soshiki/somu/zaisei/5/1/1154.html>

加賀市 市有地 売却

検索

詳細はこちら↓

